

令和6年度美谷沢産業廃棄物処分場浸出水検査結果一覧表

試料採取日：令和6年11月6日

【単位：mg/L】

項目名	検査結果	排水基準	環境基準	備考
カドミウム(Cd)	0.001 未満	0.03 以下	0.003以下	
シアン(CN)	N.D. (不検出)	0.5 以下	検出されないこと	上乘せ排水基準を適用 定量下限値0.01未満
鉛(Pb)	0.005 未満	0.1 以下	0.01 以下	
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	0.01 未満	0.2 以下	0.02 以下	
ヒ素(As)	0.002 未満	0.1 以下	0.01 以下	
水銀(Hg)	0.0002未満	0.003以下	0.0005 以下	上乘せ排水基準を適用
アルキル水銀	N.D. (不検出)	検出されないこと	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	N.D. (不検出)	0.003以下	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ジクロロメタン	0.001 未満	0.2 以下	0.02 以下	
四塩化炭素	0.0002未満	0.02 以下	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.04 以下	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	1 以下	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.4 以下	0.04 以下	シス体及びトランス体の濃度の和
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	3 以下	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005未満	0.06 以下	0.006以下	
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.1 以下	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.1 以下	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	0.02 以下	0.002以下	
チウラム	0.0005未満	0.06 以下	0.006以下	
シマジン	0.0001未満	0.03 以下	0.003以下	
チオベンカルブ	0.0001未満	0.2 以下	0.02 以下	
ベンゼン	0.001 未満	0.1 以下	0.01 以下	
セレン	0.005 未満	0.1 以下	0.01 以下	
1,4-ジメチル	0.005 未満	0.5 以下	0.05 以下	
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.0002未満	.....	0.002以下	

◎排水基準は、水質汚濁防止法第3条第1項に基づく一律基準です。但し、シアン・水銀については、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乘せ排水基準(条例第16条別表第1)が設定されているため、その基準を適用させてあります。  
◎環境基準は、維持されることが望ましい基準です。  
◎最終処分場における有害項目の水質基準値は掲載した環境基準値となります。

(株)信濃公害研究所

令和6年度美谷沢産業廃棄物処分場地下水検査結果一覧表

(地下水：美谷沢産廃場上・美谷沢産廃場下)

試料採取日：令和6年11月6日

【単位：mg/L】

項目名	検査結果・上	検査結果・下	環境基準	備考
カドミウム(Cd)	0.001 未満	0.001 未満	0.003以下	
シアン(CN)	N.D. (不検出)	N.D. (不検出)	検出されないこと	定量下限値 0.01未満
鉛(Pb)	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下	
六価クロム(Cr <sup>6+</sup> )	0.01 未満	0.01 未満	0.02 以下	
ヒ素(As)	0.002 未満	0.002 未満	0.01 以下	
水銀(Hg)	0.0002未満	0.0002未満	0.0005 以下	
アルキル水銀	N.D. (不検出)	N.D. (不検出)	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	N.D. (不検出)	N.D. (不検出)	検出されないこと	定量下限値 0.0005未満
ジクロロメタン	0.001 未満	0.001 未満	0.02 以下	
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	0.0002未満	0.0002未満	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.1 以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.04 以下	シス体及びトランス体の濃度の和
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	1 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	0.006以下	
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.01 以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	
チウラム	0.0005未満	0.0005未満	0.006以下	
シマジン	0.0001未満	0.0001未満	0.003以下	
チオベンカルブ	0.0001未満	0.0001未満	0.02 以下	
ベンゼン	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下	
セレン	0.005 未満	0.005 未満	0.01 以下	
1,4-ジメチル	0.005 未満	0.005 未満	0.05 以下	
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	

◎環境基準は、地下水の水質の汚濁に係る基準です。  
◎最終処分場における有害項目の水質基準値は掲載した環境基準値となります。

(株)信濃公害研究所